

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、次の選挙を  
平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙と同時にを行う。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさる

一 選挙の期日 平成三十一年一月二十七日

二 選挙の種類 甲府市長選挙